

各部会における二重行政の検討結果

1 事例の検討

【地域振興・総務部会】

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
1 - 地域コミュニティ振興	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			<p>アドバイザー派遣等の制度は、県・国がそれぞれ運営しており、活用が不十分となる可能性がある。</p> <p>普及・奨励を目的とした住民向け講演会等は、市町村・県が開催しており、重複した対象、内容となる可能性がある。</p> <p>モデルケースの創出は、市町村が本来行うべき取組と重複する可能性がある。</p>	<p>市町村等が活用しやすいよう、それぞれの制度に登録されている人材が対応できる分野・水準を明確に示していくことが必要。</p> <p>講演会等の対象を明確に区分し、実施することが必要。</p> <p>市町村の意向等を確認しつつ、人的・予算的に共同研究といった実施形態も視野に行うことが必要。また、得られた成果は、県民等の財産として広く活用していくことが必要。</p>	<p>非効率な状況が生じている明確な事例はないと認められるが、目的が異なる行政サービスであっても、その受け手が同じである場合は、非効率な状況と認識されることも想定されることから、留意が必要。 (以下1 - まで同じ)</p> <p>市町村と県が同じ方向をみて施策を展開することが県民生活の向上につながることから、情報の共有のもとで連携・協働して取り組むことが重要。 (以下1 - まで同じ)</p> <p>県の内部（本庁と振興局の間）で重複感があるのではないのか。</p> <p>市町村の担当職員のスキルアップ、ノウハウの蓄積には、県の支援も必要。</p> <p>優良事例など広域的な情報の収集は、市町村では限界があり県のネットワークに期待。</p> <p>地域づくりの様々なイベント等があるが、地域では動ける人が少ない。また組織の整理も必要。</p>
	住民の主体的な参画と協働により地域コミュニティ施策を実施	市町村の地域コミュニティ施策の展開に必要な情報提供、広域的な視点での人材育成など				
	現状（主な内容）					
	・地域単位の活性化ビジョンの策定指導など	・モデルケースの創出を通じた若手リーダー等の養成 ・市町村職員等の能力等向上研修、地域づくり関係団体連携組織の設置 ・支援人材派遣ファンドの構築・運営など	・アドバイザー等派遣 ・都道府県及び市町村の担当職員セミナー開催など			
	・活動に必要なソフト・ハード事業に対する助成など		・ハード事業に対する補助 ・宝くじ収益金を財源としたコミュニティセンター等の整備の助成など			
	・講演会等の開催、職員による出前講座の開催など	・講演会等の開催 ・コミュニティ100選の選定など	・地域づくり表彰 ・全国地域づくり交流会議など			
	・活性化手法の調査研究 ・モデルケースの創出など	・活性化手法の調査研究 ・モデルケースの創出など				

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
1 - 三陸鉄道の利用促進	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			市町村、県の役割分担を基本とし、三陸鉄道の利用促進・誘客に向け取り組んでいる。三陸鉄道の利用促進は、鉄道の存亡に関わる課題であることから、市町村と県がそれぞれの特性を生かし、共に力を合わせ強力で推進していく必要がある。よって、業務の非効率は生じていない。		県の内部（本庁と振興局の間）で重複感があるのではないのか。
	地域住民の一層の利用促進	域外からの観光客等の誘客				
	現状（主な内容）					
	・広報掲載、HP 掲載、イベントでのチラシ配布など	・広報誌掲載、情報誌掲載、チラシ配布など	【協議会】 ・県外等への情報発信支援など			
	・村営バス運行の三鉄接続等の見直し、30万人運動の実施など	・管内出張の三鉄利用に係る意識啓発など	【協議会】 ・児童を対象とした利用促進事業の実施など			
・定期券購入者への助成など	・観光ルート設定 ・二次交通整備への助成など	【協議会】 ・利用者補助制度による運賃助成など				

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
1 - 定住・交流促進	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			モデル市町、パートナー市町村認定制度により、それぞれの取組内容を確認しながら、市町村と県が取り組んでおり、非効率は生じていない。		
	定住希望者等に対する受入体制を整備し、相談への対応、受入後のフォロー等を実施	・定住・交流希望者への総合的な情報発信、相談への対応 ・市町村への支援、部局横断的体制の整備等				
	現状（主な内容）					
	・国・県のシステムを活用したHPによる情報収集・発信	・パンフレット・ブログ・HP等による情報収集・発信等	・地方公共団体のPR用HPシステム構築等			
	・UIターン者への奨励金など	・体験ツアーの実施やアドバイザー派遣等	・モデル事業や地方公共団体参加全国フェアの開催等			
	・首都圏イベントでの相談窓口の設置やNPO・住宅会社・金融機関・市町村・大学等の推進体制の整備 ・部局横断的体制の整備、研究会の開催等	・全国担当者研修会の開催等				
	・実践に必要なノウハウの調査や課題抽出等					

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
1 - NPO協働推進 (社会貢献活動の支援に関する条例)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			協働推進の普及・啓発を目的とする地域団体、NPO、企業等を対象とした研修会・セミナー等は、市町村、県それぞれで開催されており、対象、内容等が重複し、参加者が不十分となる可能性がある。	研修会・セミナー等の対象を明確に区分して実施する必要がある。(なお、県としては、地域団体、NPO、企業など多様な主体の協働が推進されるよう、企業とNPOの協働等、先導的な取組を普及・奨励していくことが必要。)	<p>県の内部(本庁と振興局の間)で重複感があるのではないのか。</p> <p>NPO活動については、行政の窓口としては振興局が中心である。</p> <p>市町村担当者への普及啓発が県の大きな役割と考える。</p> <p>NPO活動、協働推進については、地域の特性、市町村の温度差等があることから、それらに対応した県としての取組が必要。</p> <p>NPOや住民との協働推進は、発展途上の施策であり、県と市町村とで竹を割ったような区分はできない。</p>
	地域の団体、NPO等との協働の推進や支援	首長、市町村職員の意識啓発や中間支援NPO、広域的活動を行う団体等の支援				
	現状(主な内容)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりコーディネーター養成講座等の開催による人材育成 ・公益活動者に対する支援 ・市民参加に関する理解促進など 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のパートナーとなるNPO団体等の事務能力向上への支援 ・ファシリテート能力の向上等人材育成研修の実施など 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、地域団体等が自ら実施する公益的な活動や主体的な地域づくりを支援するための助成など 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進のワークショップ開催やNPO等の活動支援広報誌の作成委託 ・各事業部局で特定課題、地域課題の解決の地域団体等への委託など 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道の環境整備等の地域住民への委託 			
<ul style="list-style-type: none"> ・住民が主体で進める建設事業等の奨励など 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進のための行政職員等研修会の開催 ・多様な主体による協働に向けた意識啓発のためのセミナー ・協働体験会の開催、ホームページ、メルマガ等による情報受発信など 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPOと地方公共団体との協働事業への支援(優良事例の情報提供)など 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・行政・NPO担当者によるワークショップなど 				

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
1 - 地域防災振興 (災害対策基本法)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			役割分担の基本的な考え方に基づき、自主防災組織の充実は、市町村が主体的に取り組むものとの認識の下に事業を展開していることから、二重行政は生じていない。		<p>消防団の現状について、地域では、若い人に消防団に入るよう勧誘されるが、土日のイベントや講習会等の対応が多くて逆に入りづらい状況。</p> <p>消防団と自主防災組織 地域の火災や災害の拡大を予防し抑制していくという点において同じであるが、消防団は消防組織法に規定された公共機関であり、自主防災組織は地域コミュニティである町内会や自治会等が主体となって運営されている組織である。</p>
	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実	市町村における自主防災組織の充実施策の展開に必要な情報提供や関係機関との連携のあり方及び広域的な視点での人材育成などについての必要な支援				
	現状(主な内容)					
	・広報誌による周知					
	・防災訓練などイベントの企画・開催を支援等	・自主防災組織育成マニュアルの作成・配布 ・フォーラムの開催等	・消防庁HPによる自主防災組織の活動事例 ・自主防災組織の手引 ・防災カリキュラム等の紹介			
・自主防災組織代表者研修会 ・地区自主防災組織学習会の開催 ・自主防災組織リーダー養成のため講習会へ派遣等	・町内会や自主防災組織を対象に、防災に関する講演やワークショップの開催 ・自主防災組織のリーダー育成研修会、消防団員の養成	・コミュニティセンターや公民館などを活動の拠点施設とした地域安心安全ステーション整備モデル事業を実施し、市町村における地域防災力の強化や犯罪対策などの活動を促進				
・ヘルメットや消火器等の防災資機材整備への補助						

【環境生活部会】

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
2 - 消費者保護 (消費者基本法) (消費生活基本条例)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			特になし。	国における消費者政策の動向を見極めながら、市町村と連携して左記の役割分担の実現に向けて取組を推進。 県民の擁護・救済を目的とする業務であり、明確な役割分担の実現(完全な二重行政の解消)による弊害(県民サービスの低下)も懸念されることから、その点には十分に配慮。	相談の緊急性、選択性等の観点から、相談を受けられる場所や機会を多く設けることは重要と考える。よって、現状の相談窓口体制は「意味ある二重行政」と捉え、今後も、県と市町村が連携して対応していくべき。 市町村は住民にとって最も身近な相談窓口であるが、一方、小規模なほど身近すぎて(相談員と相談者が顔見知りという場合もあり得る。)相談しにくい状況もあることから、広域的な相談窓口は必要。
	相談業務は住民に身近な市町村が体制整備を図りながら相談窓口を設置して対応	市町村支援や高度の専門性、広域的な配慮が必要なものを対象として処理				
	現状(主な内容)					
	・普及啓発、消費者教育 ・苦情処理(消費者相談)	・普及啓発、消費者教育 ・苦情処理(消費者相談) (主として高度の専門性、広域的な配慮が必要なもの) ・紛争処理 ・条例による施策等の実施	・普及啓発、消費者教育 ・紛争処理 ・基本計画の策定 ・商品の安全確保、消費者契約適正化などの基本的施策の推進 など			

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
2 - 環境教育 (環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			特になし。	県と市町村との連携を推進し、左記の役割分担の実現に向けて取組を推進。 環境に関する普及啓発の取組は、子どもから大人までを対象に、学校、家庭、地域などでの幅広い取組が求められていることから、県と市町村が持つ機能(施設等)などを生かした効果的な普及啓発が連携して進められるよう取り組む。	市町村、県の双方が類似の普及啓発事業を実施している部分はあるが、普及啓発という位置づけを勘案すれば、住民が接する(参加する)機会(普及啓発事業)を数多く設けることは重要。 ただし、今後は、県と市町村が連携しながら、効率的かつ効果的な取組を進めていくことが必要。
	国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施	基本的かつ総合的な施策の策定・実施				
	地域に密着した普及啓発等を推進	全県的な取組を展開し市町村等との連携を強化して取り組む				
	現状(主な内容)					
	・学校教育等における環境教育支援 ・国の基本方針を勘案した方針等の策定等	・学校教育等における環境教育支援 ・国の基本方針を勘案した方針等の策定等	・学校教育等における環境教育支援 ・基本方針の策定等 ・人材認定等事業登録			
・地域の自然条件や環境特性に応じた環境教育や普及啓発事業を実施	・拠点機能(環境学習交流センター)を整備し、県民を対象とした環境教育や普及啓発のほか、人材育成や市町村・民間団体支援等を実施					

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
2 - 男女共同参画 (男女共同参画社会基本法) (男女共同参画推進条例)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			特になし。	男女共同参画社会の実現は、住みよい社会の構築のために国、県、市町村が連携して取り組むべき施策。 目指すべき社会の実現には、普及啓発の一層の推進など、県と市町村が一体となって取り組むべきものもあることから、今後とも、市町村との連携・協力の下に施策を推進。	市町村間の取組には差が見られるが、21世紀の最重要課題であるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、県民・企業・行政が一体となった取組が必要になっており、今後も県の男女共同参画センターが核となった戦略的な普及啓発が重要であり、県と市町村の連携・協力は欠かせない。 県と市町村の連携体制の構築こそが二重行政の未然防止の効果にもつながる。
	今後も一層の機運醸成が必要であることから、連携・協力を進めながら現状の役割分担で推進					
	現状(主な内容)					
	・市町村計画の策定 (努力義務)	・県計画の策定 (策定義務)	・基本計画の策定			
	・普及啓発等 (主に地域住民対象)	・全県的な普及啓発等	・全国規模の普及啓発等			
	・男女共同参画社会に配慮した施策の実施等 (主に地域住民対象)	・全県的な男女共同参画社会に配慮した施策の実施等	・全国規模の男女共同参画社会に配慮した施策の実施等			
	・県の施策に対する苦情処理 (条例に基づく処理)	・国の施策に対する苦情処理 (法に基づく処理)				

【保健福祉部会】

凡例： 解決策等の意見があるもの
課題等があるもの

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
3 - 地域保健 (地域保健法)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			<p>一部の保健サービス（母子保健、難病支援、精神保健等）では、住民が県と市町村を使い分けや、県と市町村による住民情報を共有しなければならないといった非効率がある。</p> <p>中核市等が保健所を設置する場合、次のような非効率があり得る。</p> <p>例1：県全体として保健所数が増加（県保健所+市保健所）</p> <p>例2：一部の事務は、中核市に法定移譲されていない（特定疾患医療費助成など）</p> <p>例3：圏域に複数の保健所があり、圏域全体を包括する医療連携、病床規制、介護サービス等に関する保健所間の調整事務が発生</p>	<p>【課題】</p> <p>母子保健など個別法令において県、市町村ごとに関与すべき細かな領域が定められ、結果として同じ住民に両方が関わっている。</p> <p>中核市以外の市（町村）が保健所を設置するには、現段階では人口30万人程度という一定の目安があるほか、広域連合等による共同処理による設置が認められていない。</p> <p>保健所設置に必要なとなる医師、獣医師、薬剤師等の専門職について、多くの市町村では行政職として任用されていない。</p> <p>【解決策】</p> <p>対人保健業務については、原則として市町村に権限移譲する。</p> <p>権限移譲を進めるため、市（町村）による保健所設置基準を見直す。また、県・市町村による共同処理を検討する。（法改正必要）</p> <p>【効果】</p> <p>市町村への事務の一元化が進み、住民サービスが向上する。</p> <p>市町村が共同処理することにより、専門職の確保等が容易になる。</p> <p>【留意】</p> <p>次の点について、慎重な検討を要する。</p> <p>県全域における危機管理等に係る県・市町村による連携方策</p> <p>市町村の人材育成、技術的支援の方策等</p>	<p>二重行政としても、ものによっては（母子保健や地域保健関係）住民サービスの向上・利便性や過渡的措置やサービスの重層化などの視点がありうる。</p> <p>国の考え方や法律に依存するもの、県や市町村の判断によるもの、「市町村というくり」で人口・資源などのバックグラウンドを考慮しない議論で良いか、付帯要件・条件など検討すべき事項がある。</p> <p>対人保健業務は市町村に移譲。（より身近な立場での関わり）</p> <p>保健サービスについては、原則として、市町村窓口を集約した方が住民の利便性がよい。</p> <p>県は、現状どおり専門的、広域的、技術的な市町村支援の体制を確保。（市町村では医師、獣医師等の専門職の確保は困難）</p> <p>財政力の脆弱な市町村にとって、一部の保健サービスの移譲により知識を有する専門職の任用は難しく、人口規模等からスケールメリットや、人材の効率的活用も難しいため、地域保健全体の検討がなされ、移譲環境を整えることが優先されるべき。</p> <p>健康被害、新型インフルエンザ、大規模災害等の個々の市町村では対応困難な危機管理については、県に一元化した（連携移譲の権限を持つ）体制が望ましい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 保健センターにおける一部の専門的な保健サービスの実施等 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的保健サービス提供 専門的・広域的な保健衛生の研究、研究センターの設置 人材確保・資質向上支援 調査研究、市町村等支援 	<ul style="list-style-type: none"> 各種地域保健制度の設計 指針の作成 全国的な調査研究等 			
	現状（主な内容）					
	<ul style="list-style-type: none"> 関係法に基づく保健サービスの実施 保健センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的・専門的・技術的な業務 	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健に係る制度の企画立案 			
	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置（中核市、保健所政令市） 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置（二次医療圏を参酌） 市町村への技術的援助 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村及び都道府県に対する技術的・財政的援助 			

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
3 - 医療保険 (国民健康保険法)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			国、県で類似の交付金を有しており、これを活用する市町村にとって、それぞれ申請事務等を行わなければならないという非効率が生じている。	【課題】 国民健康保険法に基づき、国民健康保険の財政を調整する仕組みとして都道府県調整交付金と国の調整交付金がある。 両交付金の目的には共通する部分が多いにもかかわらず、それぞれ別に申請が必要となるため、申請者である市町村国保保険者及び申請書を取りまとめる都道府県にとって事務的な負担が大きい。 【解決策】 国の調整交付金を廃止し、都道府県調整交付金に統合することが、三位一体改革の趣旨からしても妥当と考えられる。	国と県の両調整交付金は統合すべき(ただし、統合により調整交付金総額が抑制されることは避けるべき)。 事務内容が共通するところが多く、交付金の事務手続の効率化を図るため、統合することが望ましい。
	現状(主な内容)					
	・国、県に対する調整交付金の交付申請	・市町村に対する県調整交付金の交付	・市町村に対する調整交付金の交付			

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
3 - 母子保健 (母子保健法)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			市町村が新生児訪問・乳幼児の保健指導を、保健所が未熟児の訪問指導を行っており、保健所が未熟児の家庭訪問を行う場合には、市町村の新生児訪問は必要ないが、実際は市町村の保健指導は、未熟児も含め全ての児を対象としているため、対象児の重複があり非効率な部分がある。 未熟児について、他の新生児・乳幼児と同様の市町村からの一貫した母子保健サービスを受けるための効率性が阻害されたり、保護者の混乱を招くおそれがある。	【課題】 法令に基づき保健所の未熟児の訪問指導を行っているが、市町村でも未熟児に対しても保健指導を行っており、業務が重複している。 【解決策】 未熟児の訪問指導の業務を原則として市町村に権限移譲する。(一部市町への権限移譲実績あり) 市町村担当者の未熟児に係る保健指導のスキルアップを図る。 【効果】 未熟児の訪問指導を一本化することで、指導の非効率が解消される。 市町村において、一貫した母子保健サービスを提供することができる。	未熟児対応も市町村に移譲すべき。(ただし、市町村担当者の専門性の確保が必要) 乳幼児の訪問指導については、現在も市町村が行っており問題ない。 県による専門的支援体制が必要。 養育医療の給付は受付窓口に保健師等(知識ある者)の常時配置が必要。 現在、申請に必要な所得証明書は本庁で、申請は別の場所としなければならないことから、移譲による市民の利便性の向上にはつながらない。
	現状(主な内容)					
	・保健センターにおける一部の専門的な保健サービスの実施等	・専門的保健サービス提供 ・専門的・広域的な保健衛生の研究、研究センターの設置 ・人材確保・資質向上支援 ・調査研究、市町村等支援	・各種地域保健制度の設計 ・指針の作成 ・全国的な調査研究等			
	・新生児訪問・乳幼児の保健指導	・未熟児の訪問指導、養育医療の給付	-			

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
3 - 地域福祉 (民生委員法)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			市町村に設置された民生委員推薦会と県に設置された社会福祉審議会が民生委員の推薦について二重の審査を行うという非効率が生じている。	<p>【課題】 市町村に設置された民生委員推薦会で審査された後、県に設置された社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員を国に推薦しているが、民生委員推薦会で推薦された者に対して、更に社会福祉審議会の意見を聴くという二重の手続となっている。</p> <p>任期途中の推薦については、市町村から推薦された民生委員について、その都度、県の社会福祉審議会の意見を聴取することは効率的でないことから、ある程度推薦者がまとまった段階で行っており、国から委嘱されるまでに時間を要する場合がある。</p> <p>【解決策】 市町村民生委員推薦会で推薦された者を市町村が県に進達し、県は推薦された者をそのまま国に進達することとし(法改正必要) 県の社会福祉審議会の意見を聴くという手続を省略する。</p> <p>【効果】 県の社会福祉審議会の意見聴取を省略することにより、市町村からの推薦者を国へ進達することができ、特に3年間の任期途中で欠員により随時に行われる推薦にあっては、速やかに委嘱され、民生委員活動を開始することができることとなる。</p> <p>【留意】 市町村に設置された民生委員推薦会の審査の形骸化。 県の審査を経なくなることから、在任期間3年以上6年未満で解嘱された場合に授与している知事感謝状について検討が必要。(6年以上は大臣感謝状)</p>	<p>県社会福祉審議会の意見聴取を省略(知事感謝状の対象者は、市町村から調査することで足りる)。</p> <p>解決策の取扱いが妥当(特に任期途中の欠員に係る推薦)。なお、従来どおり大臣委嘱とすることが、民生委員のやりがいの観点から不可欠。</p> <p>民生委員については、その機能の充実を求める意見も一部にあるが、手続き省略化には賛成。</p> <p>民生委員法の関係では、実質的に県知事の役割が多いことから、知事の「委嘱」という考え方(法改正)ではどうか。</p>
	現状(主な内容)					
	・民生委員推薦会を設置し、民生委員を県に推薦	・社会福祉審議会の意見を聴いて民生委員を国に推薦	・民生委員の委嘱			

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
3 - 介護保険・老人福祉 (介護保険法) (老人福祉法)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			介護老人福祉施設の指定権限について、定員 29 人以下の場合は地域密着型介護老人福祉施設として市町村が、30 人以上の場合は県が指定権限を有する。 定員 29 人以下の介護老人福祉施設については、介護保険法上の市町村の指定に加え、老人福祉法上の特別養護老人ホームとして県の認可も必要となる(市町村設置の場合は届出)。 また、事業者が新たに特別養護老人ホームの経営に参入する場合、社会福祉法に基づく社会福祉法人認可、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置認可、介護保険法上に基づく指定申請の 3 つの認可等が必要となる。	【課題】 現行の制度上、定員 29 人以下の地域密着型介護老人福祉施設の指定は市町村、老人福祉法上の認可及び社会福祉法人の認可は県の権限となっており、簡素化が望まれる。 【解決策】 地域密着型介護老人福祉施設に限っては、老人福祉法上の設置認可は市町村へ権限移譲。 社会福祉法人の認可の権限については、広域的に展開を予定する場合も考えられることから、引き続き県に留保。 【効果】 地域密着型介護老人福祉施設の開設にあたっての老人福祉法及び介護保険法による事業者への指導等の一本化が図られる。 【留意】 施設開設に当たっての指導内容が市町村によって不統一を招くおそれがある。	地域密着型介護老人福祉施設の指定は市町村でいい。 指導内容の不統一については、現行の地域密着型サービスでも保険者によって異なる場合がある。県等の研修会による指導でも解決できる。 統一性を図るため指定基準や監査、指導方針等については県が担うべき。 介護保険事務を広域化して行っている市町村においては、地域密着型介護施設の指定事務に関しては広域連合又は一部事務組合、老人福祉法上の許認可機関に関しては各市町村と、所管が異なることが想定される。 各市町村においては、必ずしも介護保険法所管課と老人福祉法所管課が同一でなく、十分な効果が期待できない。老人デイサービスセンターの届出とともに、介護保険法と老人福祉法の関連についての整備が優先。
	現状(主な内容)					
	・地域密着型介護老人福祉施設の指定	・指定介護老人福祉施設の指定 ・老人福祉法の特別養護老人ホームの認可	・介護保険の制度設計			

区分	市町村	県	国等	二重行政による非効率	二重行政の解消のための課題と解決策	部会等意見
3 - 児童福祉 (児童福祉法) (小児慢性特定疾患治療研究事業等)	岩手県権限移譲等推進計画における市町村と県の役割分担の考え方			小児慢性特定疾患治療研究事業等について、対象患者の認定・医療給付及び療育指導は県(保健所)、日常生活用具給付事業は市町村が実施主体となっており、患者に対する一貫した支援やきめ細かな支援が難しい状況がある。	【課題】 対象患者の認定とその他の事業の実施主体が県(保健所)と市町村の2つに分かれている。 【解決策】 小児慢性特定疾患研究事業の対象患者の認定・医療給付、療養指導に係る事務を市町村に移譲する。 【効果】 小児慢性特定疾患研究事業の医療給付と日常生活用具給付の申請手続を市町村窓口で受け付けることにより、住民の利便性が向上する。 対象患者の認定や療育指導、日常生活用具給付が一緒に行われることで、患者に対する一貫したきめ細やかな支援につながる。	利便的には市町村が認定から給付まで対応できる方が望ましい。 認定、療育指導など専門性を要する部分について、県の相談センター等の位置づけがあれば可能。 小児慢性特定疾患については、疾病の種類も多く、種々の疾病に対する専門的知識を有しなければならないため、対象患者の認定・療養指導について、市町村で行うことは困難。 医療給付は、費用の支弁等が発生することもあり、また、医療機関の選定においても情報が不足している。 小児慢性特定疾患対策協議会の設置も一つの市町村で行うことは困難。 患者に対する一貫したきめ細やかな支援を行うためには、保健所が行う療養指導時に、日常生活用具給付申請書の提出を受け、市町村に回付する又は、県で実施することにより解決できる(「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」通知により、給付できる品目は把握できる。)
	現状(主な内容)					
	・日常生活用具給付事業	・対象患者の認定・医療給付 ・医療指導				

【商工労働観光部会】

ものづくり産業や観光産業の振興、労働・雇用対策など、商工労働観光分野は、市町村のみが役割を担うことは困難であり、市町村と県、商工会議所・商工会などの産業振興支援機関が連携しながら広域的な取組を行っていくことが必要。
 なお、県と国による二重行政が指摘されている労働基準行政、雇用均等行政及び職業安定行政に関する県への移譲については、国への制度改正等の提言を既に実施している。

【農林水産部部会】

農林水産行政については、農林水産業を地域経済社会の発展を支える産業として確立していくためには、市町村と県が連携を強化していく中で、適切に役割分担しながら、振興施策を展開していく必要がある。
 なお、県と国による二重行政が指摘されている農地転用許可権限の県への移譲については、国への制度改正等の提言を既に実施している。

【県土整備部会】

道路、河川、港湾等の「公物管理」に係る事務については、施設の管理者が法的にも明確化されているものが多く、国土の保全や国民経済を支える基盤の整備・管理を適切に行う観点から市町村、県、国の役割分担を考えていく必要がある。
道路、河川、砂防、海岸分野について、現行の位置づけに基づく役割分担が適当である。
また、検討部会委員からは、県土整備分野について、二重行政として特に問題となっている事例はないとの意見があったこと。

【教育部会】

教育分野については、現在、学校教育分野を中心に、学校、市町村、県及び国の役割分担のあり方の検討が進められており、これらを踏まえて、指導主事や教育事務所のあり方、市町村立学校の県費負担教職員の人事権などについて、検討する。

2 未然防止策の検討

【地域振興・総務部会】

地域コミュニティ振興	この分野は基本的に市町村が担うべき部分が多いことから、市町村以外の主体が事業等を行う場合は、市町村の意向等を十分に確認・調整しながら計画・実施する必要がある。
NPO協働推進	市町村は、地域の団体・NPO等との協働の推進や支援を行ない、県は、首長、市町村職員の意識啓発や中間支援NPO、広域的活動を行う団体等の支援を行う、という役割分担を明確にし、市町村と連携、情報共有を図りながら取り組む必要がある。
定住・交流促進	モデル市町、パートナー市町村認定制度により、それぞれの取組内容を確認しながら、県と市町村が連携し取り組んでいく必要がある。
地域防災振興	役割分担の基本的な考え方に基づき、自主防災組織の充実は、市町村が主体的に取り組むものと認識しており、その認識の下に今後の事業を展開していく。
三陸鉄道の利用促進	三陸鉄道の利用促進の当たっては、効率的、効果的に取り組むため、県と市町村等が連携・調整を図りながら実施する必要がある。

【環境生活部会】

県民生活安全 交通安全 消費生活 地球温暖化防止対策 エネルギー確保対策 青少年対策 男女共同参画	左記に掲げる分野は、県民の安全で快適な生活を実現するための施策分野であり、市町村、県、国が連携して住民等に働きかけを行うことが必要な分野である。 また、この分野は、地域の判断により、地域特性等を生かした独自の取組を展開できる分野でもあり、それぞれの行政主体の役割を固定化し制限することによる弊害にも配慮すべきであると考えられる。 効率性や行政資源の投資効果に着目して行政を執行することは、重要な視点であるが、市町村、県、国のそれぞれが住民や社会に果たすべき責任や役割が同一な分野については、相互の連携や調整を行った上で、一定程度の役割の重複があっても良いのではないかと考える。 したがって、「二重行政の未然防止」に向けては、二重行政を行った場合に全体として効率的な行政運営に支障が生じるという観点と、連携して取り組むことにより効果が生まれるという観点の2つの観点を考慮しながら、市町村等との連携・調整を進めていく。
---	--